

PPP/PFI、コンセッションに係る主な論点

◆全体として、誰とどのような内容について調整しているか。その中での具体的な論点は何か。仮に調整が進まない状況であるとすれば、その要因は何か。

I 公共施設等運営権方式の推進強化のためのインセンティブ付与

	日本再興戦略改訂2015	主な論点・今後の確認事項
1	＜法人税等の官民イコルフットイング＞ 匿名組合等を用いるスキームについて、匿名組合等の成立・継続に必要な一般的な要件の整理を行い、その内容を関係する施設管理者等に周知するなど、導管性の安定的な確保に向けた事業環境を整備する	○匿名組合スキーム等の調整状況、具体的な論点 ○匿名組合スキームが難しい場合には、5月21日点検会合に提出された民間議員ペーパーにある「運営権者に対して導管性を認める税制の導入」「引当金制度を導入」のいずれかの検討
2	＜法人税等の官民イコルフットイング＞ 公共施設等運営権方式に取り組む際に、事業スキームによっては、地方公共団体自らが行う場合に比べて部分的に負担が重くなる場合があることから、このような地方公共団体に対し国による支援措置を検討する。	○先行して検討している地方公共団体における法人税の追加負担額やコンセッションに伴う効果の具体的な推計額の確認 ○新型交付金に関する調整状況
3	＜地方債の繰上償還に伴う補償金＞ 運営権対価の一括払いを阻害する要因を解決するため、地方公共団体の具体的な事業スキームを踏まえ、幅広い観点から具体策を検討し、半年を目途に結論を得る。	○先行して検討している地方公共団体に繰上償還に伴う補償金の負担額の具体的な推計額の算定 ○新型交付金に関する調整状況 ○運営権対価一括払いに係る補償金の減免に関する調整状況、具体的な論点 ○公営企業解散により補償金免除となるかどうかの確認 ○水道など公営企業法体系において、公営「事業」ではなく公営「企業」に補助する仕組みとなっているが、公営事業会計があれば災害復旧等の補助を受けられる方策

	日本再興戦略改訂2015	主な論点・今後の確認事項
4	＜案件形成準備への支援＞ 地方公共団体が重点分野で行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、支援の枠組みが整っていない分野での国・地方による支援の在り方を検討する。	○地方管理空港分野での具体的な調整状況、支援の方法(補助制度を導入しているか)の確認
5	＜水道分野の官民イコールフットイング＞ 水道分野において、既存の事業とイコールフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する。	○コンセッション事業にも従来の補助が適用されるような補助要綱等の改正の検討状況、周知方法
6	＜国管理空港での収益還元＞ 公共施設運営権方式を実施する国管理空港においては、国に運営権対価が生じることも考慮した施設整備を行う。	○仙台空港における運営権対価の見込額、活用用途、会計上の扱い(後年度活用可能か)等の確認
7	＜施設周辺の規制緩和＞ 運営権対象施設の柔軟な事業計画及び周辺地域も含めた整備構想を実現するため、特区を活用するなど、運営権者の提案に係る規制緩和や整備構想に係る規制緩和を推進する。	○仙台空港や関西国際空港、大阪国際空港等で優先交渉権者に選ばれたコンソーシアムのニーズや地元公共団体のニーズの確認
8	＜水道事業広域化＞ 水道事業においては、公共施設等運営権方式を推進する観点からも、事業の効率性を高める必要があることから、水道事業の広域化を含む基盤強化を更に推進するための施策を検討する。	○具体的な調整状況 ○予算以外の広域化施策

Ⅱ 公共施設等運営権を含むPPP/PFI全体の取組強化

	日本再興戦略改訂2015	主な論点・今後の確認事項
9	＜目標見直し＞ PPP/PFI全体についてより一層の推進を図るため、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」に掲げられた事業規模の目標の見直しと、目標達成のための具体策について検討し、本年度内を目途に結論を得る。	○具体的な検討状況
10	＜利用料金のある公共建築物等＞ 文教施設や公営住宅等の利用料金の存在する公共建築物については、公共施設等運営権方式の実現可能性について半年を目途に検討を進めるとともに、 付帯事業の併設・活用および公的不動産の活用なども含めた枠組みの中で、重点分野として位置付ける施設の決定と数値目標の設定について本年度内を目途に結論を得る。	○文教施設等(博物館、美術館、スポーツ施設、コンベンション施設等)について具体的な施設ごとの整理 ○学校、公営住宅等についても、付帯事業(収益施設等)との合築や公的不動産活用の可能性 ○上記を踏まえたコンセッション可能性の整理 ○検討中の事例の整理(例:パシフィコ横浜)や実施済みの事例の整理(例:女性教育会館)
11	＜窓口一元化＞ 地方公共団体や運営権者からの要望を受けた関係省庁等と調整を行う窓口について、内閣府において一元化を図る。	○具体的な調整状況